

答申第17号  
平成26年5月15日

秦野市長 古谷 義幸 様

秦野市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 滝澤 正



地域敬老会の開催に係る個人情報の取扱いについて（答申）

本年4月23日に提出されました諮問第19号「地域敬老会の開催に係る個人情報の取扱い（個人情報の本人外収集、目的外利用及び本人外提供並びに本人外収集後、目的外利用後及び本人外提供後の本人通知の省略）」について、慎重に審議した結果、次の付帯意見を付したうえで、秦野市個人情報保護条例の規定に照らし、支障はないとの結論に達しましたのでその旨を答申いたします。

（付帯意見）

- 1 個人情報提供についての必要性は認められるものの、個人情報保護の観点から提供すべきでないとの意見もあり、提供は真に必要とする地区社会福祉協議会に限定すること。
- 2 提供に当たっては、名簿は紙媒体とし、事業実施後に速やかに返却させること。
- 3 名簿提供の際に名簿利用者全員と取り交わす誓約書については、個人情報の漏えいの防止、目的外利用の禁止、個人情報の複写及び複製の禁止等秦野市個人情報保護条例第15条に規定する保有個人情報の提供を受けるものに対する処置要求に基づく処置を明示すること。